

本号で公布された条例のあらまし

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十九号）（生活衛生課）

一 趣旨

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の営業者が当該営業を譲渡する場合において、旅館業の許可を受けた地位の承継の要件を定める等するための改正

二 内容

- (一) 第一条の二及び第一条の三中「及び第三条の三第三項」を「、第三条の三第二項及び第三条の四第三項」に改める。
- (二) 第八条中「第五条第三号」を「第五条第一項第四号」に改める。

三 施行期日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日